

1945～46年の憲法改革過程における非武装条項導入の背景

三輪 隆（教育学部・教授）

Takashi Miwa

1. 本研究の目的は、1945-46年の日本における憲法改革を、第二次世界大戦終結と冷戦の本格化という国際関係の大きな転換の画期の中で捉え直すことを通して、46年日本憲法における平和条項導入の国際政治的／法的意義を解明することにある。

この研究は、非武装平和条項（現在の憲法第9条）の成立を、天皇制度存続に対する国際的批判との取引関係から理解してきた従来の説が、それでもなお国内的視点に制約されたものであることを明らかにする、この条項がその出発点においてもっていた国際規範的意味に新たな研究の視線をあてる意義をもっている。

2. 昨年度の課題とその達成状況

昨年度は、A. 非武装平和条項の成立についての従來說、すなわち天皇制度存続とのバーター説について、この従來說が前提としている〈天皇制存続の危機〉について新たな検討を加え、あわせてB. 従來說に代わる〈対日非武装化条約構想へのマッカーサーの対抗〉という新たな仮説設定の背景と素材の検討を進めた。

Aについては、極東諮問委員会における天皇制論議の検討、

Bについては、

(1) 対日非武装化条約案をマッカーサーが知りえた時期、およびその際の彼の判断内容、

(2) 対日非武装化条約案の策定および提案過程。特に対独非武装化条約案との関係、対日条約案策定過程における国務長官バーンズの方針。

この二点の検討を課題とした。

<達成状況>

A. 国立国会図書館で、極東諮問委員会関係文書と State Department Records Decimal File

1945-1949（特に分類番号740.00119 及び 894.00）の検討を進め、極東諮問委員会では強力な天皇制廃止論は見られなかったことを確認した。この確認をこれまで明らかになっていた下記の諸事実イ）～ニ）と合わせると、1946年1月から2月の時点では、GHQと米国政府にとって天皇制存続の危機はなかつ

たと推定される。

イ) 米国政府では開戦直後から一貫して天皇制の存続容認論が支配的であり(加藤哲郎など)、米国内に強い反発はあったものの天皇制利用方針は戦後も強固だった。ロ) 極東戦犯裁判で米国は検察権限を掌握し、他国による天皇訴追を阻むことができた。ハ) GHQは45年12月に天皇制改革の終了を宣言し、元旦には「人間宣言」を演出するなど、天皇制存続方針を明確にしていた。ニ) ソ連は日本占領への発言権拡大を優先し、占領政策での米国との摩擦増加をさげ、天皇制存続を容認する姿勢もこの時点で明らかであった(豊下権彦)。

B.

1) MacArthur Memorial Bureau of Archives 所蔵の文書、W. A. Harriman 関係文書については検討できなかった。しかし、マッカーサーに関する研究や伝記類から、彼が対日非武装化条約案を知ることができたのは、合理的に推測すると1946年1月末に来日したハリマンとの会談においてであり、それ以前に遡らないことを確認した。

2) State Department Records Decimal Files 1945-1949, SWNCC SFE (Document Minutes) および Foreign Relations of the United States, 1945(vol. 2, 6 and 7)によって、アメリカ国務省における対日非武装化条約構想の「原型」は45年5月の対独非武装化条約案にあること、さらにそれは対日講和条約の初期段階の構想に繋がっていることを確認した。

<未達成>

1. 渡米しての MacArthur Memorial Bureau of Archive, National Archives および Clemson Univ. (SC) での調査 (James Fr. Byrnes 関係文書) は、研究費および日程などの事情で行えなかった。

2. The Harriman Institute 所蔵の関係文書のマイクロフィルムについては、十分な検討が行えなかった。

3. 今後の課題

達成できなかった課題のうち、まず2を先行し、そこで渡米を要する調査作業を改めて精査すること。